

## 第二十二回

## 参議院農林水産委員会会議録第一二三号

(三三一七)

昭和三十年六月三十日(木曜日)午前十時四十分開会

## 委員の異動

六月二十九日委員田中啓一君辞任につき、その補欠として白井勇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君  
理事

秋山俊一郎君  
千田 正君

白波蘿米吉君  
三浦辰雄君  
戸叶 武君

大矢半次郎君  
重政庸徳君  
白井 勇君

関根 久藏君  
飯島連次郎君  
溝口 三郎君  
森 八三一君  
龜田 得治君  
清澤 俊英君  
小林 孝平君  
鈴木 強平君

平野 三郎君

○委員長(江田三郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初に養ぼう振興法案を議題にいたします。本法案は衆議院議員平野三郎君ほか四名の提案にかかり、去る六月二十八日予備審査のため本院に送付され、本日当委員会に予備付託になつたものであります。まず提案理由の説明を求めます。衆議院議員平野三郎君。

○衆議院議員(平野三郎君) ただいま議題と相なりました養ぼう振興法案についてつきまして提案理由を御説明申し上げます。

ミツバチが生産いたしますするハチのみ

政府委員  
警察庁刑事部長 中川 薩治君

事務局側  
林野庁長官 柴田 荣君

常任委員  
会専門員 安楽城敏男君

説明員  
農林大臣官房総務課長 檜垣 好文君

通商産業省重工業局航空機課長 宮本 篤君

○委員長(江田三郎君) ただいまから本日の会議に付した案件

○養ぼう振興法案衆議院送付、予備審査

(東北地方の水害に関する件)  
(狩猟法に関する件)

○議員派遣要求の件

○委員長(江田三郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初に養ぼう振興法案を議題にいたします。本法案は衆議院議員平野三郎君ほか四名の提案にかかり、去る六月二十八日予備審査のため本院に送付され、本日当委員会に予備付託になつたものであります。まず提案理由の説明

を求めます。衆議院議員平野三郎君。

○衆議院議員(平野三郎君) ただいま議題と相なりました養ぼう振興法案についてつきまして提案理由を御説明申し上げます。

ミツバチが生産いたしますするハチのみ

つ及びみつろうの生産額は年間数億円に上りまして、その用途は、ハチみつにあります。食用、薬用、化粧用、工業用に、またみつろうは電気絶縁用、薬用等すこぶる広範囲多岐にわたりておりますが、このことのほかに、ミツバチが農業上に果しておりまして、ミツバチの花粉受精の媒介作用によつて結果としておるわけであります。

かようミツバチは農業生産上無視することを許されない大切な存在であります。近年各種農薬が進歩いたしましたが、近年人類が進歩いたしました結果、これら農薬によるミツバチの被害が激増いたしましたのみならず、最近においては、ミツバチの腐爛病(ふそ)病が蔓延いたしまして、養ぼう業に深刻な脅威を与えているのであります。腐爛病に対しましては、とりあえず去る四月から六月末までを期限としまして、家畜伝染病予防法の一部を改正いたしまして、今日まで暫定的に政令で行なつて参りましたが、被害はう群の殺処分を恒久化し、伝染病対策に万全を期することとしたのであります。

さらに、付則におきまして、ミツバチの腐爛病対策として家畜伝染病予防法の一部を改正いたしまして、今日まで暫定的に政令で行なつて参りましたが、被害はう群の殺処分を恒久化し、伝染病対策に万全を期することとしたのであります。

以上がこの法律案の概要でございま

す。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願いする次第であります。

○委員長(江田三郎君) 本法案審議は

後日に譲ります。

○委員長(江田三郎君) 次に東北地方水害の件を議題にいたします。

先般東北地方に大規模な水害が起りまして被災者に対しましてはまことに

お氣の毒に存じます。本日は政府当局

から被害の状況を聞き、その措置について御協議を願いたいと存じます。

○説明員(権垣好文君) それではただいまお話をあります東北地方水害状況の概略について御説明申し上げます。

六月二十四日の夕刻から梅雨前線によります大雨によりまして秋田、青森、山形、岩手、新潟その他の地方に相当な水害が起つておるのであります。詳細な調査は現在各府県あるいは農林省管轄下の関係機関等におきまして調査をいたしておりますのであります。

農地並びに農業用施設につきましての被害につきましてはあとで災害復旧課長の方から御説明申し上げます。

が、農作物等につきましては統計調査事務所をして鋭意調査をいたさしておあります。それから農林省におきましては本水害の緊要性にかんがみまして六月二十八日に農地局、農業改良局、農林経済局の担当官を着手、青森、秋田、山形等の県に派遣いたしまして、取りあえずの調査をいたしますように措置をいたした次第であります。なお別途六月二十七日に林野庁治山課長がやはり現地の方に出向いて調査をいたしておる次第でございます。これらの調査と並行いたしまして、現地においては、関係農地事務局、統計調査事務所あるいは食糧事務所等それぞれ緊密に連携いたしまして、被害の実態調査並びにこれが対策につきましての研究をいたさせるよう措置をいたしております次第でございます。以上概略でございますが、本水害につきましての状況を申し上げました。

○委員長(江田三郎君) 速記をとめ〔速記中止〕

○專門員(安楽城敏男君) それでは朗読いたします。

### 狩猟法(大正七年法律第三十二号)の一部を改正する法律案

第三条本文を次のように改める。

狩猟鳥獣ハ都道府県知事ノ狩猟免許ヲ受クルニ非ザレバ農林大臣ノ定ムル銃器、網、罠其ノ他ノ獵具ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ。

第四条中「又ハ狩猟登録」「又ハ第二項」及び「又ハ登録」を削る。

第五条第二項中「空氣銃ヲ除ク」を削り、同条第四項中「及狩猟登録票」を削り、同条第三項を削る。

第六条中「及狩猟登録」を削る。

第七条第三項中「又ハ狩猟登録」及び「又ハ登録」を削る。

第八条中「又ハ狩猟登録」を削る。

第九条中「若ハ狩猟登録」及び「狩猟登録票」を削る。

第二十条の三中「若ハ狩猟登録」を削る。

第二十二条第一号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三号及び第四号中「狩猟登録票」を削る。

第二十四条中「狩猟登録」を削る。

法律施行後でも、なお從前の例によります。

### 理由

鳥獸の盜獲を防止するため、空氣銃による鳥獸の捕獲について狩猟登録の制度を廃し、これを狩猟免許の対象にし得ることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上であります。

○委員長(江田三郎君) 以上のように確定いたしましたので、右草案を狩猟法の一部を改正する法律案として、本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、法律案の字句等の整理、提案理由の説明等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。ちょっとと速記をとめて下さい。

午前十一時九分速記中止

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

〔速記中止〕

ただいままでの懇談で御審議を願い

ました狩猟法の一部を改正する法律案の草案が確定いたしましたので、一応

する罰則の適用については、この

回答をいただいていますのであります

が、大体今委員長のまとめられた狩猟

法改正法案でやむを得ないだろうと思

うのですが、これについてやはり私こ

れだけでは昭和二十五年でしたか六年

だかの改正の狩猟法、つまり改正前

の、二十五年までの狩猟法と同じ形に

なる。そこで私警察厅にお伺いしたい

のですけれども、やはり取締りが行き

届きませんという、昨年來やかまし

く言われている空氣銃禍という問題は

依然として残るだろうと思うのです。

そうなつてくると、世間の非難とい

うものを、国会でもって狩猟法まで改正

をしたあるいは銃砲刀剣類等所持取締

令を改正したけれども、何ら空氣銃禍

についてはその改善のあとは見られな

いじやないかという非難を私どもとし

ては、またあなたの方としても受けた

命令を改正したけれども、何ら空氣銃禍

についてはその改善のあとは見られな

いじやないかという非難を私どもとし

ては、またあなたの方としても受けた

ういうふうに思ふのです。

ついでに先ほど懇談中にもちょっと

お聞きしたのですが、たとえば住家の

稠密した所、あるいは建物に向つて擊

つてはならないといったようなことを

具体的に一つの基準を示すために、百メートル以内においては空気銃を使つた場合、百メートル以内で建物に向つちやいかぬといったような、一応距離の基準という今まで、狩獵法の執行に要する省令等においてそれをきめた場合、警察官としてはそういうふうに御勅令ができるかどうか。また、林野庁の方にお聞きするのだけれども、たとえば百メートルから建物に向つては空気銃を使つてはならない。狩猟に使う目的、つまり狩猟法で許されているたとえばスズメを撃つ場合で、も、百メートル以内から建物がある方向に向つて一撃つてはいいスズメはあるけれども、その期間中であるけれども——使つてはならないといったような意味の省令が出された場合、警察官としてはその通り当然取り締らなければならぬわけだけれども、取締りの実態から見てそういうふうにやられる、またやれるよう努力するといふお考えがあるかどうか、これを一つお聞きしたい。

警察の努力によって犯罪をなくしてなくしてなりません。されども、問題は社会情勢の中にそういう問題があるといふことは、かりにお説通り全面禁止をしましても、起る問題があるといふことは同様にありますので、われわれは警音を吐く意味ではありませんが、そういうことも勘案して、防犯活動と並行して厳正、適正な取締りを行なつて行く、こういうことによつて問題をだらだん適正な方向に持ち込んで行くと、こういう努力をすることが正しいのです。まして、御指摘のありました点につきましては、われわれ努力をして、こういった問題によつて国民の生命、財産がそこなわれるということを規制して参りたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

それから狩猟法十六条の市街地云々の質疑がございましたが、この点につきましては、狩猟法に基き、施行政策または命令等につきましては農林省の所管でございますので、農林当局から御発言があろうと思いますが、よく農林当局と連絡を密にいたしまして、農林当局の命令等によってお定めになりました事柄が現実において実行できるよう、農林省とも十分に話し合いまして御協力申したいと、こう思つております。

間でございますが、農林省いたしましては、現在法律に具体的に書いてございませんが、ただ人口稠密でござりますので、さらに政令におきまして、危害のないようになつた目的を達成するように、距離の基準を設けて実施しておられることはございませんが、ただ人口稠密でござりますので、さらには、現地の実施等につきましては、警察庁ともいろいろ御相談をいたしまして、御協力をいただいて、目的達成に努力したいとかのように存じております。

んどとなり、そのため製造の下請工場は、昨年中転業し、次いで中小製造者も転業し、現在製造しているのは京の二社で、しかも射的専用空氣銃といわれる。全国製造業者中比較的大模工場といわれる六社も、下記のとく本春來火薬銃製造に転業し、でにその製品の広告等をしてい云というのがある。またストックは空氣銃の関係業者の方々は現に七万と言われているのであります。が、こストックを持つておられる中小企業申しますか、すでに製造したメーカーからあります。が、それを買い取って売ろうとしている店の人たちには、大へん気な点は私どももお察しをするわけですが、一体こういうふうな空氣銃の問題には、空氣銃製造者は、こういうう読み上げましたようになりますが、一体こういうふうに大体方向に今日きておるというふうに私どもも、ほかからも承知しているのですが、通産の方から見た場合、どういうことになりますか。

で、いわゆる全部空気錶の製造をやめたということではないのでございまして、またもし今までの経過、あるいは今後の経過はどうなるかわかりませんが、限定的にでも許されるならば、またその範囲においてやろうという人たちでございまして、従いまして今二社しかやつてないから、あとはもういいのじゃないかということになりますと、これはわれわれの立場から見ますと、まだやる意欲はあるけれども、今たまたま壊れないものを作つても仕方がない。昨年の例の人妻殺傷以来、非常に空気錶が問題になりまして、現実として売れておりませんので、壊れものないものを作るのを差し控えていたというものが現状じゃないかと思うわけです。

いると言っているよう聞いておりますが、そういう輸出の問題といふものは考えられないのか。それからもう一つは、店じまい目的輸出というものを考える場合と、それから今度は銃砲刀剣等の取締りによつて製造が許可制になるわけですが、従来のメーカーといふものは許可制の場合に許可を受けるというふうなもう空気があるのか、まだ時期が差し迫つていませんから、あなたの方としては情報の程度でしようけれども、どういうものですか。念のためにそこだけ聞きたい。

○説明員(宮本博君) お答えいたしました。

輸出の問題でございますが、戦前はかなり輸出されたというふうに聞いておりますが、戦後は現実問題といったまして約四、五千丁のものが主としてフィリッピン東南アジアに輸出された実績はござります。しかしながら現実にたとえば七万丁のストックがあるからそれを全部輸出へ振り向けることは可能なりやいなやということになりますと、これは現在の状況からは非常にむずかしいのじやなかろうかと思つております。最近はほとんど引き合いがないようでございます。従いまして現在のわれわれの段階といたしましては、輸出はそれをもちろん不可能とは申し上げられないにいたしましても、それを全部を輸出するということはなかなかむずかしいのじやないかと思います。

それから許可制度の問題でございますが、これは実は空氣錠のメーカーの方々は進んで許可制度にしてくれ、と申しますのはたしかに今までの夫婦殺傷事件その他、あれ以来非常に自衛

しておる模様でございまして、やはり進んではつきりと許可を受けて堂々とやりたい。それからもう一つは、たとえば製造販売の方でございますが、能呂屋とか化粧品店で空氣銃が売られておりました。こういうことが結構空氣銃のいろいろな取扱いを十分わからぬ人たちが売ったとか、そういうことからあんなので、むしろ製造販売の許可を受けてわれわれとしては取締りによつてそこから使い方その他を十分指導して事故をなくしたいという気持は十分あるわけでございます。通産省の立場といましましては、たしかにいろいろな事故が起きましたし、空氣銃自体が悪いのじやなくて、結局扱う側が不注意だった。また今までには取締りの、特に一般的な取締り令もなかつたわけなのでございまして、そういう面をやれば、業界も相当自歎をしておりますので、相当程度の事故は防げるのじやないか。あるいはまたたとえば今までは禁鳥を空氣銃でとるものが多いといふことになるならば、それを十分認識できるよう方法でこれを防ぐことは、実は本日おきめいただいたのでございますから、われわれもとやかく言う筋じやございませんけれども、一応獵銃並みということになりますと、第一に獵銃の問題が相当高いものが取られるということと、禁鳥期間ということも限られるということになりますと、相當空氣銃メーカーとしては致命的な、おそらく全面禁止に等しい程度の打撃を受けるということも予想さ

の問題であった。そこでわれわれはすみ綱の問題についてはずいぶん議をなされて、現に何回も懇談中に聞かたのだが、あのかすみ綱にかかる議論も反対的に出たのでありました。益鳥は逃してやる。そして書類だけとればいい。かすみ綱というものを一体許したっていいじゃないかともう議論も反対的に出たのでありますから、私どもが、それらまで出て、懇談に懇談を重ねたその結果、今日のような大体の方向に行つたのでありますから、私どもとしては今空氣銃を製造されておらぬ人に對しては、まことにお氣の毒に思ひますから、私どもは思うので、あなたの氣持に同意をほたないわけではないのですけれども、どうかそこそこは正しく御指導をなさって、一つあやまちのないよきに、そして日本のいわゆる民度と申しますか、公共の安全というものに対する日本人のレベルが上つてくれば、諸外国に見るような空氣銃といふもののいわゆる新しい活路というのもそれでは当然でござると思うのですが、結論としてさつきのようになつたんで、私はこの機会にあなたも非常なつらい立場でありますかと思ふけれども、そういう過経過でありますので、一つそこは何とかいい御指導をお願いするように申し上げて私は質問を終ります。



の困難等もありますので、今日は、ただいま私が申し上げましたごとく、金属性弾丸が発射できる可能性があるかないか、これでやる方がきわめて簡明である。ここで取締りという点になりますと簡明ということでなければなりませんので、そういう角度で現在はいたわけあります。

○三橋八次郎君 空氣銃の取締りにつきましては、人畜に及ぼす被害の防止ということについては、厳重に取り締まつていただかなければならぬと思いま

う意味から申しますと、単に空氣銃だけを取り締りましても、火薬銃といふものが以上は、鳥類はそう速急には増加しないと願します。しかし生

物のナチュラル・バランスの上から申

うものがある以上は、鳥類はそう速急には増加しないと願します。しかし生

物のナチュラル・バランスの上から申

うものがある以上は、鳥類はそう速急には増加しないと願します。しかし生

物のナチュラル・バランスの上から申

うものがある以上は、鳥類はそう速急には増加しないと願します。しかし生

物のナチュラル・バランスの上から申

うものがある以上は、鳥類はそう速急には増加しないと願します。しかし生

物のナチュラル・バランスの上から申

うものがある以上は、鳥類はそう速急には増加しないと願します。しかし生

段と存するのであります。なお、從来からのこれは慣習と申しますが、あるいは教育の不徹底と申しますか、一般の人たちが鳥獣に対して、あるいは特に非常に有利な鳥等に対しまして十分な認識をまだ持つておらないというところから、益鳥あるいは害鳥等の判定ができない。従つて法律上ございまして、それを實際において活用されない遺憾の面もございますので、これありまして、さらに積極的に鳥類の増殖ということにつきまして施策を講じ、鳥類増殖に対して、単に消極的に空氣銃をとめて保護をするという以外の積極的施策には、どういうものがありますか。

○説明員(藤村重任君) 林野庁といたしましては、ただいま御指摘のございました通り、この鳥獣保護、繁殖といふことを一つの大きな目標にいたしておられます。これは単に一般的な原象がございませんので、その生息個所を相当指

定、安定せしめるということ、これは具体的に申し上げますと、禁猟区あるいは保護区の強化、並びにその内容の充実ということになるわけですが、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

せしめることが一つの大きな手段と存するのであります。なお、從来

をさらに充実せしめて、生息個所ある

区が、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

れはさらに増加いたしたいと思います

が、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

れはさらに増加いたしたいと思います

が、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

れはさらに増加いたしたいと思います

が、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

れはさらに増加いたしたいと思います

が、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

るが、関連いたしまして申しますと禁猟区が約三百ほどございます。これもさ

○政府委員(柴田榮君) 法律が決定いたしましたれば、その法律の趣旨に従つて私どもは決定をいたすべきであるといたします。

○白波瀬米吉君 林野庁でおきめにな

るのですか。

○政府委員(柴田榮君) 地方庁においてきめられるわけであります。

○白波瀬米吉君 地方庁できめるわ

けですか……、地方税になるわけで

すか。

○政府委員(柴田榮君) さようでござ

ります。

○関根久藏君 地方できめるというの

ですが、それは林野庁の方で免許制の

方のなには指定するのじやないんで

すか。

○政府委員(柴田榮君) 地方自治法に

基きまして決定をいたす次第でござい

まして、まあ税の徵収は地方というこ

とになりますが、決定はもちろん私ど

もの方で決定をいたさなければならぬ

と思っております。

○委員長(江田三郎君) それでは本日

は本会議もございますから、これをも

つて散会いたします。

午後零時十五分散会

六月二十八日予備審査のため、本委員

会に左の案件を付託された。

一、養はう振興法案(衆)

二、養はう振興法案(案)

(目的)

第一条 この法律は、みつばちの群(以下「ほう群」といふ。)の配置を適正にする等の措置を講じて、は

ちみつ及びみつろうの増産を図

り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、は

ちみつ若しくはみつろうの採取又

は越冬のためみつばちを移動して

飼育することをいう。

(養はう業者の届出)

第三条 業としてみつばちの飼育を行なう者(以下「養はう業者」といふ。)は、省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一、氏名又は名称及び住所

二、ほう群数

三、飼育の場所及びその期間

四、その他省令で定める事項

五、前項の届出事項に關し変更があつたときは、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。

(転飼養はうの規制)

第四条 養はう業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

前項の許可には、転飼の場所、ほう群数その他の事項について条件を附することができる。

都道府県は、その区域内における転飼につき、条例で規制をすることができる。

(農業使用の規制)

第五条 農林大臣は、農薬の使用がみつばちに著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、当該農薬を使用する者に対し、その使用の時期、方法等について必要な措置を課し、必要と命ずることができるものとする。

(助成)

第六条 みつ源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、みつ源植物の増大を旨としてこれを行なわなければならぬ。

(表示)

第七条 はちみつを精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいふ。以下同じ。)して販売することを業とする者は、はちみつを販売するときは、省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 はちみつの販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のあるはちみつでなければこれを販売してはならない。

(農林大臣の報告聴取及び勧告)

第八条 農林大臣は、養はうの振興のため必要があると認めるときは、都道府県に対し、みつ源の状態、ほう群数その他必要な事項に關し、報告を求めることができる。

2 農林大臣は、ほう群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養はうの規制に関するこ

とができる。

(助成)

第九条 政府は、養はう業者に対し、予算の範囲内において、養はう業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に處する。

第十二条 第三条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律の施行前に精製されたはちみつについては、この法律施行後六箇月を限り、第七条の規定は、これを適用しない。

3 家畜伝染病予防法(昭和二十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表中

二十七

二十七 ひな白

ひな白

二十八 腐蝨

腐蝨

鶏、あひる

みつばち

」に改め、第二項中「家畜伝染病」の下に「(腐蝨病を除く。)」を加える。

第四条第三十八号中「及び家きん」を「家きん及びみつばち」に改める。

第五条第三号及び第九号中「及び家きん」を「家きん及びみつばち」に改める。

第六条第三号及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第七条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第八条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第九条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十二条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十三条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十四条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十五条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十六条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十七条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十八条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第十九条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十一条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十二条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十三条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十四条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十五条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十六条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十七条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十八条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十九条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十一条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十二条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十三条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十四条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十五条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十六条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十七条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十八条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第三十九条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十一条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十二条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十三条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十四条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十五条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十六条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十七条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十八条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第四十九条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十一条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十二条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十三条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十四条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十五条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十六条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十七条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十八条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第五十九条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第六十条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第六十一条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第六十二条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第六十三条第一項第一号、第二号及び第二十二条第一項第一号、第二号

及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を

昭和三十年七月六日印刷

昭和三十年七月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局